

令和2年度 第2回豊川市公契約審議会 議事録

- 1 日時
令和3年1月25日（月） 午前10時30分～午前11時10分
- 2 会場
豊川市役所 委員会室
- 3 出席者
委員
渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会 三河東支部）
大村 幸司（豊川商工会議所 建設関連部会長）
長坂 和俊（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）
長谷川 完一郎（豊川商工会議所 専務理事）
※2名欠席
事務局
財産管理監 飛安 毅
総務部次長 木本 秀史
総務部契約検査課課長 小島 一成
総務部契約検査課課長補佐 林 健史
総務部契約検査課契約係長 鬼頭 貴子
- 4 会議の公開の可否
公開
- 5 傍聴者
なし（感染症対策のため傍聴不可）

1 開会

2 副会長あいさつ

会長が不在のため、豊川市公契約条例第17条第4項に基づき、副会長が議事を進行了しました。

2名の委員が欠席でしたが、豊川市公契約条例第18条第2項の規定により、半数以上の委員出席となり、本会議は成立していることを事務局より報告しました。

3 入札制度改革（働き方改革の推進）の取組について

【事務局】

まず初めに、現在の建設業を取り巻く環境と課題について説明させていただきます。建設工事に従事する建設技能労働者の数は60歳以上の高齢労働者の割合が26.0%と1/4程度を占めているのに対し、30歳未満の若年労働者の割合は11.6%となっており、今後、高齢労働者が大量離職した場合に、それを補うだけの若年労働者の数が不十分な状況となっております。建設業に従事する若年労働者が少ない要因として、その労働者の給与が製造業と比べて低い水準にあることや、建設業の労働時間が全産業の平均年実労働時間と比較して年間300時間以上多くなっていること、さらに、他の産業では当たり前となっている週休2日を確保できている労働者は10%以下で、休日が少ないこと等が挙げられます。このように、建設業は他産業を上回る高齢化が進んでおり、将来の建設業を支える担い手の中長期的な育成確保が喫緊の課題であり、この課題に対応するため、行政と建設業界が一体となって働き方改革を推進することが求められております。

そこで、国においては令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」のいわゆる担い手3法の改正を行い、この内「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、働き方改革の推進に関する発注者の責務として「適正な工期設定」「施工時期の平準化」「適切な設計変更」が規定されております。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」においても、「施工時期の平準化」について規定され、平準化の取組が地方公共団体等の努力義務とされました。

本市では、これらの国の法律改正等の動きを踏まえまして、昨年度より施工時期の平準化、週休2日モデル工事等の取組を行っております。

（1）施工時期の平準化について

資料1を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

平成30年度が0.44で令和元年度が0.55ということで、年々早期発注が図られていることが数字でも出ているわけですが、実感しておりまして、こういう流れ

で、閑散期をできるだけ作らないような発注をしていただけると業界としても非常にありがたく、これからも更に推進してもらえればと思っております。

【委員】

労働者の賃金や労働時間等が課題になっている中で、豊橋市でも平準化率という話は出ていました。働く者とすれば良いことだと思いますし、経営者側としても良い話ではないかと思います。

【委員】

国や県の補助事業は補助金がすぐに決まらないということもあるかと思いますが、国、県との調整の仕方かとは思いますが、補助事業を早期発注できるような進め方をしていただければ、平準化率がさらに上がるのではないかと思います。

【事務局】

平準化を進めるように国の方から言っていますので、補助事業についてもそういった対応ができるようにしていくと伺っています。まずは市単独事業から早期発注に努め、補助事業についてもそういった取組ができるようにしていきたいと思います。

（２）週休２日モデル工事について

資料２を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

件数がこれしかないのか、というのが正直なところですが、建設業はスピードが要求されるので、休みが取りにくいのかとは思いますが。たとえば変則で、一つの工事期間で週に１日ずつ休みを取って、最後に残りの休みを持っていくということは可能ですか。

【事務局】

実際の計算は、現場が動き出して完了するまでの間に週休２日を取りなさい、となっており、雨等でどうしてもできない日は振り替えて良いという考え方になります。その間で４週８休を取れていれば良いという考えもあるので、上手くずらしながら休みを取るということも可能ではあります。ただ、準備期間と、現場が終わってからの書類を作る時間等は、週休２日からは外すことになります。ただこれも、その現場が閉所していればオッケーということになるので、作業員が全員休めているかチェックできてないというところが、課題の一つとしてはあります。

【委員】

４週８休ということが、いわゆる「完全週休２日制」で、「週休２日制」というのは、一月の中に１回でも週に２日休めば「週休２日制」と捉えますが、その点がどうなのかということと、週休２日制を進めていくことに賛成の立場ですが、先ほどの平準化と同じで、６月の梅雨時期等は難しいかと思います。それと、件数ですが、何十件、何百件の中の何件だったかということがわからないので、ただ単に１件、５件という

話であれば、そういった業者があるのかと思います。

【事務局】

4週8休ということになっているので、完全週休2日を達成してくださいという話にはなりません。

【委員】

書き方が「週休2日制」で「完全」と付いていないので、捉え方の問題とは思いますが。

【事務局】

「モデル」が取れば、最終的には「完全週休2日」となります。

件数ですが、毎年300件位発注していますが、発注者が指定する形でやっています。時期を見て、可能性のありそうな工事をまず指定させていただいています。受注者から申し出るという方式を採用しているところもありますが、本市はそこまで行っていないので、受注者側からの申し出により対象とすることも今後検討していく必要があるかと考えています。国では完全週休2日で発注する工事が増えていまして、モデル工事は後から金額を増やしますが、国の場合は最初から見込んで経費を割り増して発注して、達成できないと減額するという対応になっていると思います。今後は件数を増やしていきたいと考えています。

【委員】

建設業は週休2日がなかなか実施されていない業種で、土曜日や祝日に出勤するのは当たり前みたいなところがありますので、市発注の工事から推進していただくことが、業界をちょっとずつ変えていくきっかけにはなるとは思うものの、浸透するには時間がかかるのではないかと思います。官庁の工事は週休2日が当たり前、というところまで持っていけないと、業界全体で週休2日が当たり前というふうにはならないのかなと思います。ただ、それを実施するには、週休2日がきちんと取れる工期設定にしていただかないと業者にとっては厳しい工程になってしまうので、その辺の配慮はお願いしたいと思います。

【事務局】

平準化もそうですが、「適正な工期設定」ということが発注者の責務としてありますので、週休2日も含め、無理な工期設定をして発注することのないようにして、働き方改革を進めていけたらと思っています。

4 前回の審議内容、答申（案）について

資料3を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

前回の審議結果ですので、これで良いかと思っています。

【副会長】

それでは、事務局に確認させていただきます。本日欠席されている委員から何かご意見等ありましたでしょうか。

【事務局】

資料を見ていただきましたが、両委員から特にご意見等はございませんでした。

5 閉会

【副会長】

以上を持ちまして、令和2年度第2回豊川市公契約審議会を終了します。ありがとうございました。